

# 美容医療賠償責任保険 補償プラン表

施術区分・コース別補償金額と保険料

2020年1月1日

施術区分	コース名	1事故支払い限度額と免責金額		年間支払限度額 (1病院・1診療所当たり)	一時払保険料 <1名あたり> (分割払保険料)
1	R110+S100	賠償責任保険 弁護士費用	100万円(免責金額 10万円) 100万円(免責金額 なし)	300万円	100,500円 (9,050円)
1 & 2	R210+S100	賠償責任保険 弁護士費用	100万円(免責金額 10万円) 100万円(免責金額 なし)	300万円	200,400円 (18,040円)
1	R130+S100	賠償責任保険 弁護士費用	300万円(免責金額 10万円) 100万円(免責金額 なし)	1,000万円	117,500円 (10,580円)
1 & 2	R230+S100	賠償責任保険 弁護士費用	300万円(免責金額 10万円) 100万円(免責金額 なし)	1,000万円	257,800円 (23,210円)
1	R110M+F100	賠償責任保険 弁護士費用	1,000万円(免責金額 10万円) 100万円(免責金額 なし)	1,000万円	118,000円 (10,620円)
1 & 2	R210M+F100	賠償責任保険 弁護士費用	1,000万円(免責金額 10万円) 100万円(免責金額 なし)	1,000万円	261,600円 (23,540円)

※上記プラン表には被保険者(医師・歯科医師)1名あたりの保険料を記載しています。  
被保険者には勤務医やアルバイト医も含まれます。

※貴院における被保険者(医師・歯科医師)の年間を通しての1日あたりの最大人数を1名あたりの保険料に乗じた金額が  
貴院の保険料となります。

※上記「施術区分」の「1」とは手術当日の切開を伴わない施術のみ行う場合、「1 & 2」とは手術等の切開を伴わない施術と伴う施術の両方  
を行う場合を指します。

※上記の保険料表上の「分割払保険料」とは、月払い12回分割の場合の1回分の保険料をいいます。

※分割払契約の場合、年間にお支払いいただく保険料は一時払保険料の約8%増しとなります。

※分割払方式は口座振替となりますが、初回分は銀行振り込みで当社へ直接お支払いいただきます。